

ボランティア保険概要

学校安全ボランティア登録者は、自動的にボランティア保険に加入手続きいたします。

★ボランティア保険とは

以下の①・②の場合を補償する保険です。

- ①ボランティア活動中の事故により、ボランティア本人が怪我をした場合。
- ②ボランティアの方々がボランティア活動中に他人に対して損害を与えたことにより、損害賠償問題が生じた場合。

★学校安全ボランティア活動中に事故等が発生したら

必ず活動校にご報告いただくとともに、保険等の相談をしてください。

※事故の内容によっては、ボランティア保険に該当しない場合があります。詳細については、学校教育課までお問い合わせください。

★保険金をお支払いする主な場合

①傷害補償	②賠償責任保険
日本国内において被保険者(保険契約により補償を受けられる方)がボランティア活動中(往復途上を含みます), 被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガに対し, 死亡保険金・後遺障害保険金・入院保険金・通院保険金等をお支払いします。 事故例 <ul style="list-style-type: none">・ボランティア活動中に転んでケガをした。・ボランティア活動からの帰宅途中に自転車に跳ねられケガをした。	被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が日本国内において偶発的な事故によって, 他人の生命や身体を害したり, 他人の財物を滅失・破損または汚損した場合等に, 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や訴訟費用など)に対して保険金をお支払いします。

★保険金ご請求手続きの流れ

もし事故が発生したら…

- ①事故を学校に報告してください。後日, 学校から事故報告書の記入用紙を受取り, 事故報告書を作成し, 学校へ提出してください。

※保険会社への報告締切があるため, 事故発生から 20 日以内をお願いいたします。

- ②事故報告書は, 学校から教育委員会を通じて, 保険会社に提出されます。
- ③保険金お支払センターから保険金請求書類一式が届きます。通院終了後もしくは事故日から 180 日経過後, 保険金請求書類一式を保険会社に提出してください。
- ④保険金の支払センターから保険金の支払い手続きがあります。ご請求内容によっては, 保険会社から病院, 警察, ご本人様への調査確認を行う場合, もしくは追加の書類を依頼させていただく場合があります。

その他, ご不明な点は, 学校教育課までお問い合わせ下さい。

狛江市教育委員会 教育部 学校教育課 教育庶務係
電話 : 03(3430)1111 内線 : 2322 F A X : 03(3430)1600
メール : gakyokkr01@city.komae.lg.jp